

<障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さんへ>

ハローワーク木更津開催

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

※人事担当者向け説明会を同時開催 「障害者法定雇用率の引き上げについて」

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働くまでの配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催します。

日 時

令和8年2月3日（火）～3月4日（水）

※どちらの日も同じ内容です。

14:00～15:45

13:30 受付開始

14:00 第1部「障害者法定雇用率の引き上げについて」

14:15 第2部「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」

（内容は裏面参照）

場 所

ハローワーク木更津 会議室

申込方法

Eメール（定員20名 先着順）

申込期限 各開催日の5日前まで

参加をご希望の方は、メール本文に①～⑤の必要事項を記入の上、ハローワーク木更津（1205-kyujin@mhlw.go.jp）宛メールにてお申し込みください。

（メール件名は「養成講座申し込み」としてください。）

参加の可否については、メール到着後3開庁日以内にメール返信にてお知らせします。

【必要事項】

- ①事業所名 ②事業所所在地 ③電話番号 ④Eメールアドレス
- ⑤参加者役職名及び氏名

参加費

無料



厚生労働省・千葉労働局・ハローワーク木更津

071203

第1部

人事担当者向け 障害者法定雇用率の引き上げについて

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

令和8年7月に予定されている法定雇用率の引上げについてや、千葉県内及び木更津所管内の障害者雇用状況について、説明いたします。

第2部

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座



- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：講師が紹介する様々な事例を通じて、精神・発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めることができます。
- ◆講座時間：90分程度（講義75分、質疑応答15分程度）を予定
- ◆受講対象：ハローワーク木更津管内の企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

事業所への出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、ご相談をお受けいたします。

※ 詳しくは、ハローワーク木更津にお問い合わせください。

【お問い合わせ】

ハローワーク木更津 求人・特別援助部門

☎ 0438 (25) 8609 部門コード31# (担当) 渡辺・前田

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものではありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。